

平成29年度市町村決算の概要（速報値）  
について

- 1．普通会計決算の概要 . . . P1 ~ P7
- 2．地方公営企業会計決算の概要 . . . P8 ~ P15

平成29年度市町村決算に係る健全化  
判断比率等の概要(速報値)について

- 1．健全化判断比率 . . . P16 ~ P17
- 2．公営企業の資金不足比率 . . . . . P18

用語の説明

- 1．普通会計 . . . . . P19
- 2．公営企業会計 . . . . . P20
- 3．健全化判断比率 . . . . . P21
- 4．資金不足比率 . . . . . P22

担当：熊本県総務部市町村・税務局市町村課（財政班）  
TEL：096-383-1111（内3406）、096-333-2107  
FAX：096-384-6561

# 平成29年度市町村決算の概要（速報値）について

## [注意事項]

- ・ 県内市町村（14市23町8村計45市町村。政令指定都市である熊本市を含む。）の普通会計の決算額をまとめたもの。
- ・ 本資料の図表中の数値は、表示単位未満の四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。

## 1. 普通会計決算の概要

### （1）決算規模及び実質収支

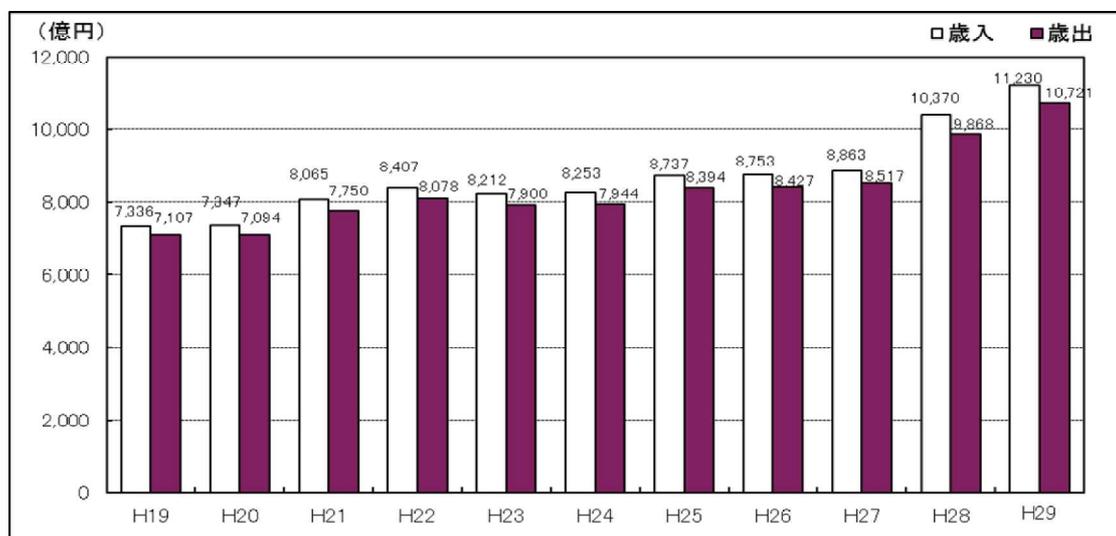
- 歳入** … 歳入総額は、1兆1,230億円と過去最大（前年度比8.3%増）。
- 歳出** … 歳出総額は、1兆721億円と過去最大（前年度比8.6%増）。
- 実質収支** … 実質収支は、321億66百万円の黒字で、12年連続で全団体が黒字となった。

表1 決算収支

(単位:百万円、%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	対前年度増減率		
				平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入総額 A	886,254	1,037,021	1,123,013	1.2	17.0	8.3
歳出総額 B	851,730	986,840	1,072,099	1.1	15.9	8.6
形式収支 C=A-B	34,525	50,180	50,914	5.7	45.3	1.5
翌年度繰越財源 D	6,327	20,802	18,747	17.2	228.8	9.9
実質収支 E=C-D	28,199	29,378	32,166	12.7	4.2	9.5
単年度収支 F	3,167	1,180	2,789	218.1	62.7	136.4
積立金 G	9,526	8,821	8,879	25.2	7.4	0.7
繰上償還金 H	322	0	270	72.5	皆減	皆増
積立金取崩し額 I	5,720	19,423	16,735	13.3	239.6	13.8
実質単年度収支 J=F+G+H-I	7,294	9,423	4,798	1541.5	229.2	49.1

図1 決算規模の推移



## (2) 歳入

歳入決算額は、地方譲与税、特別交付税が減少したものの、地方税、国庫支出金、県支出金、繰越金が増加したことから、前年度の1兆370億21百万円を859億92百万円(8.3%)上回り、1兆1,230億13百万円となった。

### 【主な項目】

- ・地方税は、個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税の増となったため、50億31百万円(2.4%)の増となった。
- ・地方交付税は、特別交付税の減となったため、76億10百万円(3.1%)の減となった。
- ・その他一般財源は、平成29年4月1日に施行された県費負担教職員の給与費の権限移譲によって、熊本市に対する県民税所得割臨時交付金が大幅に増加したことから、140億21百万円(38.4%)の増となった。
- ・平成28年熊本地震に係る復旧・復興事業の実施のため、国庫支出金が236億30百万円(12.7%)、県支出金が230億19百万円(22.7%)、繰越金が162億55百万円(51.5%)、地方債が90億88百万円(6.5%)の増となった。

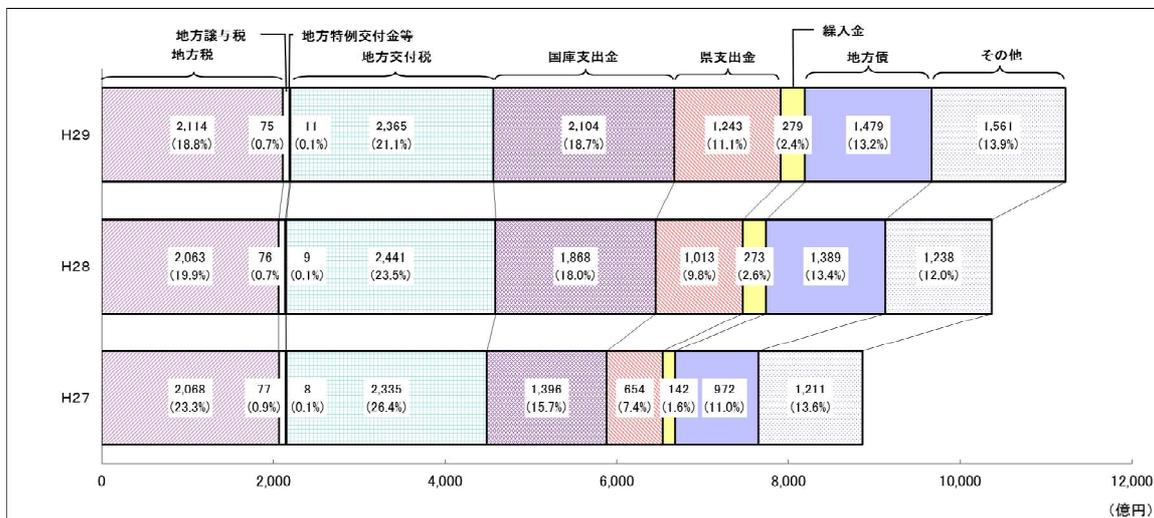
表2 歳入決算額

(単位:百万円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
地方税	206,319	19.9	211,351	18.8	5,032	2.4
うち個人市町村民税	71,279	6.9	71,375	6.4	96	0.1
うち法人市町村民税	16,722	1.6	19,138	1.7	2,416	14.4
うち固定資産税	91,832	8.9	94,685	8.4	2,853	3.1
地方譲与税	7,554	0.7	7,487	0.7	67	0.9
地方特例交付金	877	0.1	1,053	0.1	176	20.1
地方交付税	244,109	23.5	236,498	21.1	7,611	3.1
うち普通交付税	206,606	19.9	210,390	18.7	3,784	1.8
うち特別交付税	37,502	3.6	26,108	2.3	11,394	30.4
その他の一般財源	36,531	3.5	50,552	4.5	14,021	38.4
小計(一般財源計)	495,389	47.8	506,941	45.1	11,552	2.3
国庫支出金	186,754	18.0	210,384	18.7	23,630	12.7
県支出金	101,291	9.8	124,311	11.1	23,020	22.7
繰入金	27,265	2.6	27,917	2.5	652	2.4
地方債	138,857	13.4	147,945	13.2	9,088	6.5
うち臨時財政対策債	32,487	3.1	37,477	3.3	4,990	15.4
その他の特定財源	87,464	8.4	105,515	9.4	18,051	20.6
うち繰越金	31,548	3.0	47,803	4.3	16,255	51.5
歳入合計	1,037,021	100.0	1,123,013	100.0	85,992	8.3
うち自主財源計	320,586	30.9	344,343	30.7	23,757	7.4

(注) 自主財源とは、地方公共団体自らがその機能を行って調達することのできる財源で、地方税・分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入をいう。

図2 歳入決算額構成比の推移



### (3) 歳出(目的別)

歳出決算額は、平成28年熊本地震に係る復旧・復興事業費が増加したことや、熊本市の県費負担教職員人件費が増加したことから、前年度の9,868億40百万円を852億59百万円(8.6%)上回り、1兆720億99百万円となった。

目的別では、主に総務費、農林水産業費、土木費、教育費、災害復旧費が増加し、民生費が減少した。

#### 【主な項目】

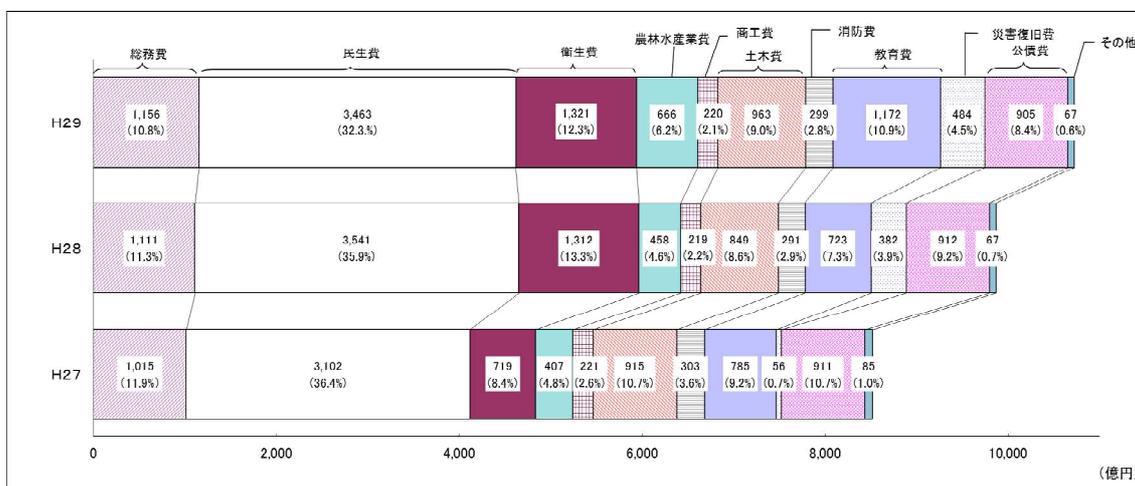
- ・総務費は、基金積立金や庁舎整備事業等の増により、45億58百万円(4.1%)の増となった。
- ・民生費は、災害救助費(応急修理等)等の減により、77億74百万円(2.2%)の減となった。
- ・農林水産業費は、被災農業者向け経営体育成支援事業等の増により、208億65百万円(45.6%)の増となった。
- ・土木費は、様々な建設・改良事業のほか、平成28年熊本地震に係る被災宅地復旧支援事業や災害公営住宅建設事業等の増により、113億98百万円(13.4%)の増となった。
- ・教育費は、熊本市の県費負担教職員人件費の増等により、448億18百万円(62.0%)の増となった。
- ・災害復旧費は、平成28年熊本地震による災害復旧経費(公共土木・農業施設等)等の増により、101億75百万円(26.6%)の増となった。

表3 歳出決算額(目的別)

(単位:百万円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
総 務 費	111,062	11.3	115,620	10.8	4,558	4.1
民 生 費	354,117	35.9	346,343	32.3	7,774	2.2
衛 生 費	131,180	13.3	132,079	12.3	899	0.7
労 働 費	343	0.1	502	0.1	159	46.4
農 林 水 産 業 費	45,783	4.6	66,648	6.2	20,865	45.6
商 工 費	21,905	2.2	22,047	2.1	142	0.6
土 木 費	84,907	8.6	96,305	9.0	11,398	13.4
消 防 費	29,094	2.9	29,858	2.8	764	2.6
教 育 費	72,340	7.3	117,158	10.9	44,818	62.0
災 害 復 旧 費	38,228	3.9	48,403	4.5	10,175	26.6
公 債 費	91,225	9.2	90,484	8.4	741	0.8
そ の 他	6,656	0.7	6,652	0.6	4	0.1
歳 出 合 計	986,840	100.0	1,072,099	100.0	85,259	8.6

図3 歳出決算額の構成比(目的別)の推移



## (4) 歳出(性質別)

性質別においては、主に人件費、普通建設事業費、災害復旧事業費が増加し、公債費、繰出金が減少した。

### 【主な項目】

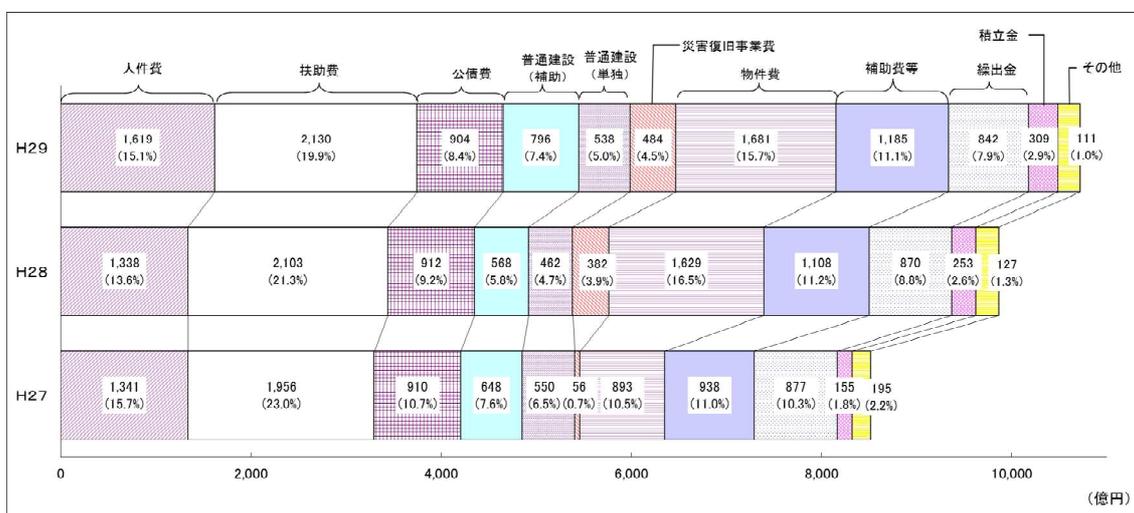
- ・人件費は、熊本市を除く市町村においては、平成28年熊本地震にかかる時間外勤務手当の減により減少傾向にある。しかし、県費負担教職員の給与負担が熊本市へ権限移譲されたことにより、熊本市の人件費が増加したため、280億52百万円(21.0%)の増となった。
- ・扶助費は、平成28年熊本地震に伴う災害甲慰金や見舞金事業の終了により減となった市町村がある一方で、保育所運営費等の増のため26億31百万円(1.3%)の増となった。
- ・物件費は、熊本市の県費負担教職員に係る臨時採用教職員賃金等の増により、52億33百万円(3.2%)の増となった。
- ・補助費等は、被災農業者向け経営体育成支援事業等の増により、76億78百万円(6.9%)の増となった。
- ・普通建設事業費は、小中学校の整備事業、道路整備事業、災害公営住宅建設事業等の増により、301億3百万円(27.9%)の増となった。

表4 歳出決算額(性質別)

(単位:百万円、%)

区 分	平成28年度		平成29年度		前年度との比較	
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率
義務的経費計	435,354	44.1	465,296	43.4	29,942	6.9
人件費	133,830	13.6	161,882	15.1	28,052	21.0
扶助費	210,337	21.3	212,968	19.9	2,631	1.3
公債費	91,187	9.2	90,446	8.4	741	0.8
物件費	162,880	16.5	168,113	15.7	5,233	3.2
維持補修費	6,501	0.7	7,375	0.7	874	13.4
補助費等	110,794	11.2	118,473	11.1	7,679	6.9
繰出金	87,036	8.8	84,246	7.9	2,790	3.2
積立金	25,284	2.6	30,907	2.9	5,623	22.2
投資的経費	146,268	14.8	186,546	17.4	40,278	27.5
うち普通建設事業費	108,040	10.9	138,143	12.9	30,103	27.9
うち補助事業	56,796	5.8	79,599	7.4	22,803	40.1
うち単独事業	46,181	4.7	53,817	5.0	7,636	16.5
うち災害復旧事業費	38,228	3.9	48,403	4.5	10,175	26.6
その他	12,723	1.3	11,143	1.0	1,580	12.4
歳出合計	986,840	100.0	1,072,099	100.0	85,259	8.6

図4 歳出決算額構成比(性質別)の推移



## (5) 経常収支比率

経常収支比率は、県内市町村平均（単純平均）で90.7%となり、前年度に比べ0.4ポイント増加した。  
前年度から比率が改善した団体は18団体となった。

表5 - 1 過去5年の経常収支比率の推移（単純平均）

(単位: %)

区分	H25	H26	H27	H28	H29
市	90.6	90.9	90.9	94.2	94.4
町村	84.6	87.6	85.6	88.6	89.0
市町村	86.4	88.6	87.2	90.3	90.7
全国	86.5	88.1	86.3	88.7	

( )...総務省の公表前のため、平成29年度の全国の経常収支比率は空欄としている

表5 - 2 過去5年の経常収支比率の段階別団体数

区分	H25	H26	H27	H28	H29
95%以上	2	2	1	7	6
90%～95%未満	7	16	12	18	21
85%～90%未満	18	16	19	15	14
80%～85%未満	13	9	9	3	4
75%～80%未満	4	2	4	2	0
75%未満	1	0	0	0	0
計	45	45	45	45	45

図5 - 1 過去5年の経常収支比率の推移

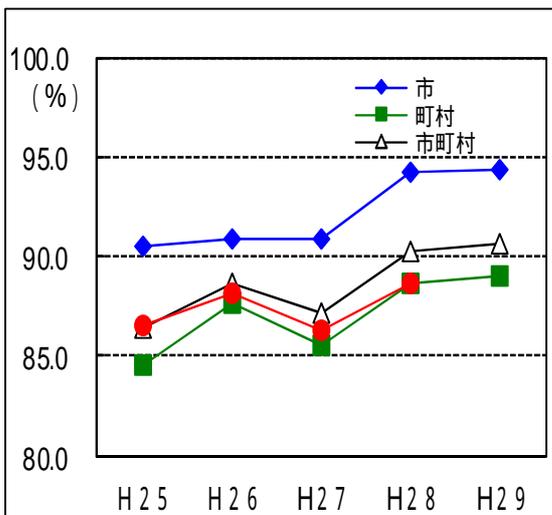
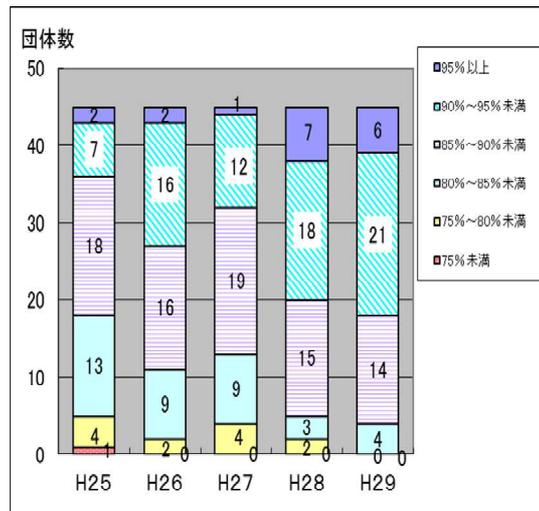


図5 - 2 過去5年の経常収支比率の段階別団体数



## (6) 地方債現在高及び積立金現在高の推移

- 地方債現在高は、前年度の9,638億35百万円を647億19百万円(6.7%)上回り、1兆285億54百万円となった(8年連続で増加)。
- また、積立金現在高は、前年度の2,139億7百万円を68億86百万円(3.2%)上回り、2,207億93百万円となった(11年連続で増加)。

### 【主な項目】

- 年度間の財源の不均衡を調整するための積立金である「財政調整基金」は、平成19年度決算以降8年連続で増加していたが、平成28年度決算からは減少に転じている。

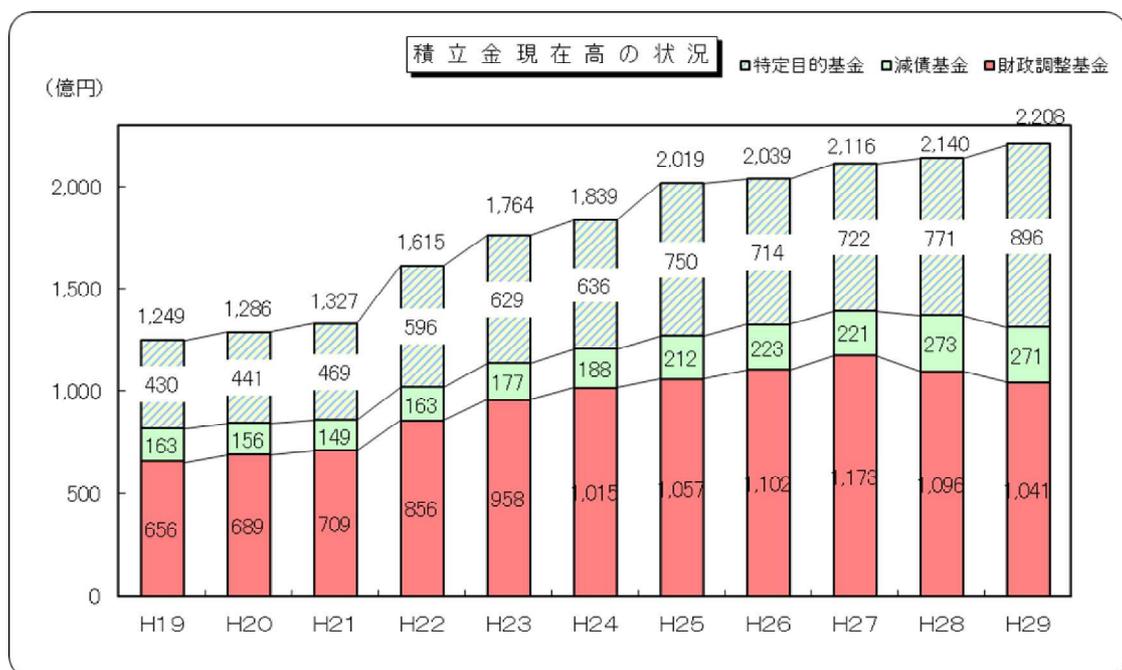
表6 地方債現在高及び積立金現在高と標準財政規模

(単位:百万円、%)

区 分	決 算 額			対 前 年 度 増 減 率		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地方債現在高 (A)	907,956	963,835	1,028,554	1.8	6.2	6.7
債務負担行為の翌年度以降支出 予定額 (B)	141,167	178,797	181,297	4.8	26.7	1.4
積立金現在高 (C)	211,526	213,907	220,793	3.7	1.1	3.2
財政調整基金	117,256	109,563	104,076	6.4	6.6	5.0
減債基金	22,061	27,259	27,142	1.1	23.6	0.4
その他の特定目的基金	72,209	77,085	89,575	1.1	6.8	16.2
(A) + (B) - (C)	837,597	928,725	989,058	0.1	10.9	6.5
標準財政規模 (D)	486,623	483,622	507,195	0.7	0.6	4.9
(A + B) / (D) * 100	215.6	236.3	238.5			
(C) / (D) * 100	43.5	44.2	43.5			
{(A) + (B) - (C)} / (D) * 100	172.1	192.0	195.0			

平成29年度の積立金現在高は、平成28年熊本地震復興基金を含む。なお、この分を除くと、平成29年度末残高は2,117億78百万円となる(対前年度比1%減)。

図6 積立金現在高の状況



(参考)平成29年度 市町村別決算状況一覧表(速報値)

(単位:百万円)

市町村名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	実質 単年度 収支	経常収支 比率	財政力 指数	地方債 現在高	積立金 現在高	基金			標準財政 規模
										うち財調 基金	うち減償 基金	うちその他 特目基金	
熊本市*	422,783	410,086	12,697	6,258	1,144	92.2	0.72	432,065	18,799	4,775	5,387	8,638	193,003
八代市	70,621	66,052	4,570	1,696	458	92.0	0.49	64,894	7,628	2,143	703	4,782	33,207
人吉市	16,887	16,540	347	307	329	100.8	0.43	14,053	1,810	377	385	1,047	9,010
荒尾市	20,915	20,301	614	433	155	89.7	0.47	15,100	6,706	3,784	1,083	1,839	11,679
水俣市	15,185	15,127	59	18	560	97.9	0.37	14,859	4,076	2,029	452	1,595	8,066
玉名市	37,540	36,369	1,171	1,053	240	91.0	0.44	33,742	11,401	6,080	1,378	3,942	17,875
山鹿市	30,890	27,818	3,072	3,006	955	96.9	0.33	32,823	14,074	6,730	4,414	2,929	17,248
菊池市	34,436	33,686	750	283	168	93.5	0.43	35,346	12,829	5,798	2,388	4,643	14,734
宇土市*	23,435	22,281	1,154	781	1,272	97.0	0.51	19,728	5,400	2,418	159	2,823	8,466
上天草市	17,968	17,199	769	624	304	95.3	0.25	16,769	7,929	3,838	618	3,473	10,603
宇城市*	39,946	37,631	2,314	1,726	525	94.7	0.39	33,895	13,267	7,657	891	4,718	17,522
阿蘇市*	23,148	21,391	1,758	1,184	28	91.1	0.35	19,448	2,981	1,546	72	1,363	9,289
天草市	59,469	56,462	3,007	2,536	1,747	92.1	0.27	50,690	17,581	11,940	1,293	4,347	32,163
合志市	25,710	24,798	912	817	638	97.6	0.66	18,980	6,804	3,465	540	2,799	12,200
市計	838,934	805,742	33,192	20,722	3,672	94.4	0.44	802,393	131,284	62,581	19,764	48,939	395,063
市計 (熊本市除く)	416,151	395,656	20,495	14,465	2,528	94.6	0.41	370,328	112,484	57,807	14,377	40,301	202,060
美里町*	10,221	9,430	792	423	138	90.0	0.24	7,516	2,876	1,991	188	697	4,185
玉東町	3,894	3,650	244	133	123	92.9	0.29	2,252	1,412	436	363	613	1,893
南関町*	6,417	6,318	99	90	179	93.3	0.38	6,697	3,036	1,002	117	1,917	3,277
長洲町	6,235	6,120	115	111	127	94.9	0.54	5,730	548	417	54	77	4,172
和水町*	8,022	7,042	980	947	14	87.9	0.23	7,259	7,387	3,093	1,036	3,259	4,366
大津町*	22,640	20,905	1,734	1,171	307	87.0	0.72	15,985	4,457	2,156	271	2,029	7,451
菊陽町	17,221	15,974	1,247	712	725	83.9	0.93	16,361	5,110	2,505	389	2,217	8,412
南小国町*	4,610	4,132	479	209	1	89.2	0.21	3,226	1,256	815	5	436	2,207
小国町*	6,009	5,756	253	176	36	87.1	0.22	5,496	1,032	529	84	418	3,173
産山村*	2,732	2,624	108	56	93	81.3	0.14	2,165	947	722	35	190	1,121
高森町*	5,138	4,923	216	185	94	87.2	0.23	4,586	2,680	1,428	10	1,242	2,814
西原村*	13,165	11,690	1,474	704	206	85.5	0.42	6,131	2,476	1,149	122	1,205	2,286
南阿蘇村*	18,862	17,224	1,637	1,076	108	94.1	0.28	15,567	5,459	1,221	172	4,066	4,864
御船町*	18,331	17,181	1,151	742	152	92.0	0.38	13,026	1,515	704	133	679	4,577
嘉島町*	7,960	7,314	646	84	81	88.4	0.67	7,011	2,102	1,648	51	402	2,597
益城町*	29,880	29,116	764	0	750	93.5	0.56	22,209	5,582	1,118	511	3,953	7,123
甲佐町*	12,228	11,610	618	440	399	88.1	0.30	9,535	1,157	687	61	409	3,424
山都町*	15,555	14,451	1,104	681	171	88.8	0.20	8,801	2,006	578	308	1,120	7,442
氷川町	8,787	8,071	716	685	12	91.4	0.29	6,998	2,844	2,123	51	670	4,155
芦北町	10,467	10,069	398	293	88	93.0	0.32	9,816	4,865	1,461	63	3,342	6,246
津奈木町	3,147	2,892	256	143	60	85.6	0.21	2,235	3,192	685	634	1,873	1,923
錦町	6,452	6,242	210	134	23	88.8	0.39	5,008	1,847	1,402	30	415	3,236
多良木町	6,869	6,437	431	397	67	88.2	0.23	5,817	2,749	1,075	1,085	588	4,002
湯前町	3,308	3,057	252	252	85	94.0	0.16	2,527	1,976	912	43	1,021	1,866
水上村*	4,172	3,801	371	354	411	82.4	0.14	3,628	3,303	814	814	1,675	1,730
相良村	3,647	3,542	105	91	53	90.3	0.18	3,073	1,729	1,404	52	274	2,118
五木村*	3,571	3,359	212	203	173	91.9	0.19	2,582	2,324	1,050	162	1,111	1,409
山江村	3,512	3,297	215	188	116	90.0	0.14	3,370	1,910	990	337	583	1,862
球磨村	4,165	3,942	223	177	30	80.6	0.13	3,475	1,648	1,169	6	474	2,244
あさぎり町	11,657	11,138	519	483	449	87.7	0.23	10,290	9,130	5,559	0	3,571	6,431
苓北町	5,205	5,050	155	106	77	90.8	0.51	7,789	956	653	193	110	3,326
町村計	284,079	266,358	17,721	11,444	1,126	89.0	0.32	226,161	89,509	41,495	7,378	40,636	115,930
市町村計	1,123,013	1,072,099	50,914	32,166	4,798	90.7	0.36	1,028,554	220,793	104,076	27,142	89,575	510,994
市町村計 (熊本市除く)	700,230	662,013	38,217	25,909	3,654	90.7	0.35	596,489	201,994	99,302	21,755	80,937	317,991

表示単位未満を四捨五入しており、表内において一致しない場合がある。  
 小数点第一位まで計上している数値の単位は「%」、それ以外は「百万円」である。  
 また、「%」で示されている数値の市計、町村計及び市町村計はそれぞれの該当団体の数値の単純平均である。  
 市町村名に「\*」が併記されている団体は、平成28年熊本地震特定地方公共団体(被災21市町村)である。

## 2. 地方公営企業会計決算の概要

### (1) 事業数

事業数は、前年度の178から、3事業減少し、175（うち法適用企業74、法非適用事業101）となった。

図1-1 平成29年度 事業数の状況

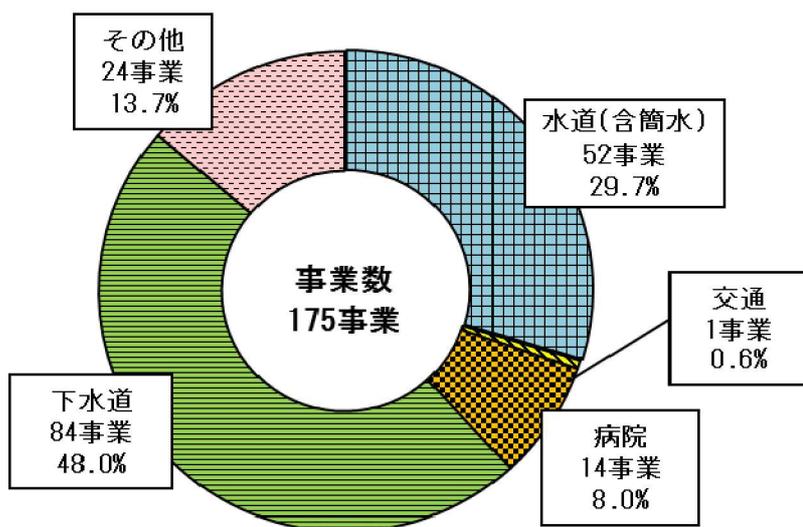
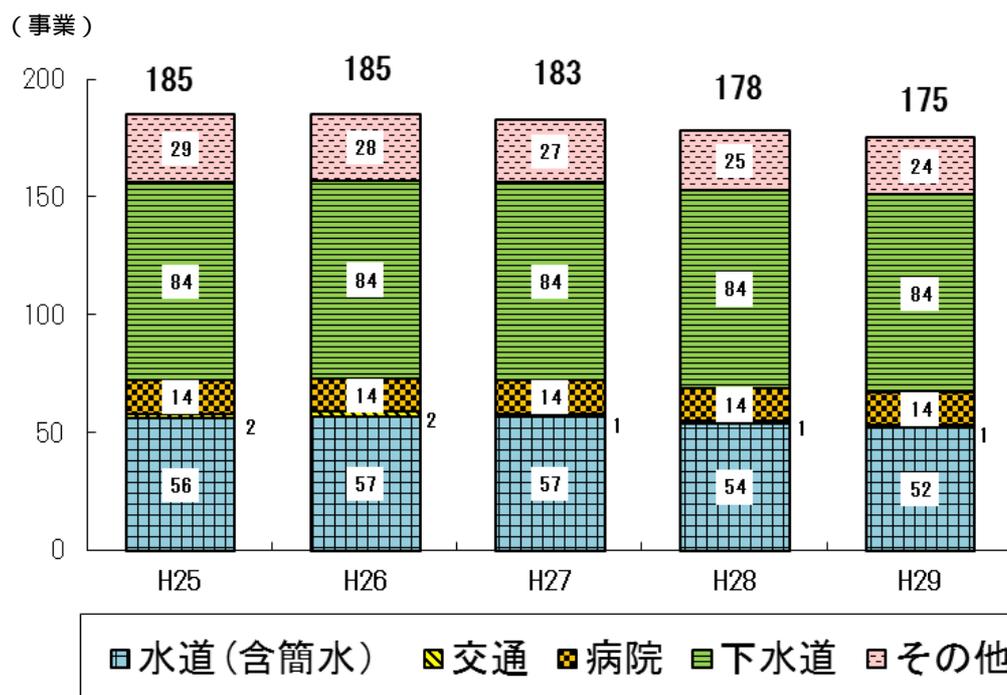


図1-2 事業数の推移



## (2) 決算規模

決算規模は、前年度の1,622億75百万円から、28億99百万円減少（対前年度比 1.8%）し、1,593億76百万円となった。

図2-1 平成29年度 決算規模の状況

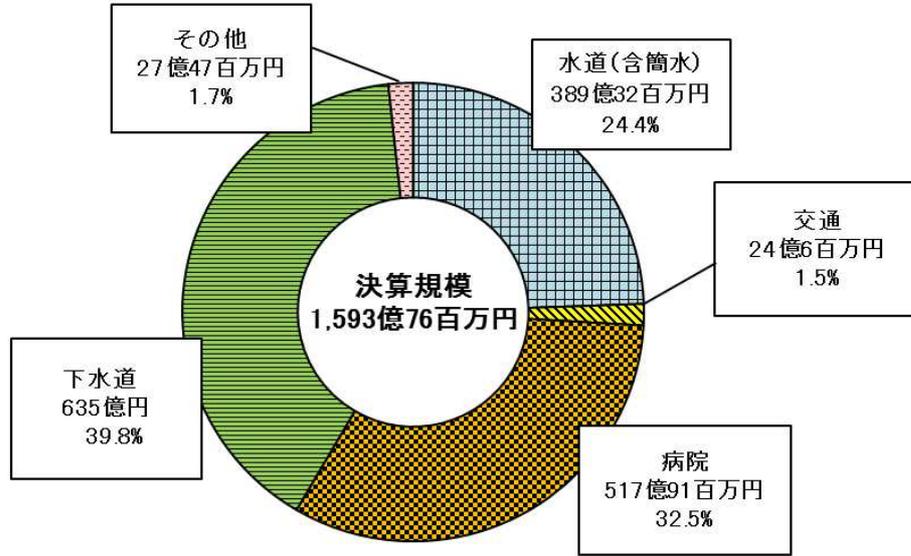
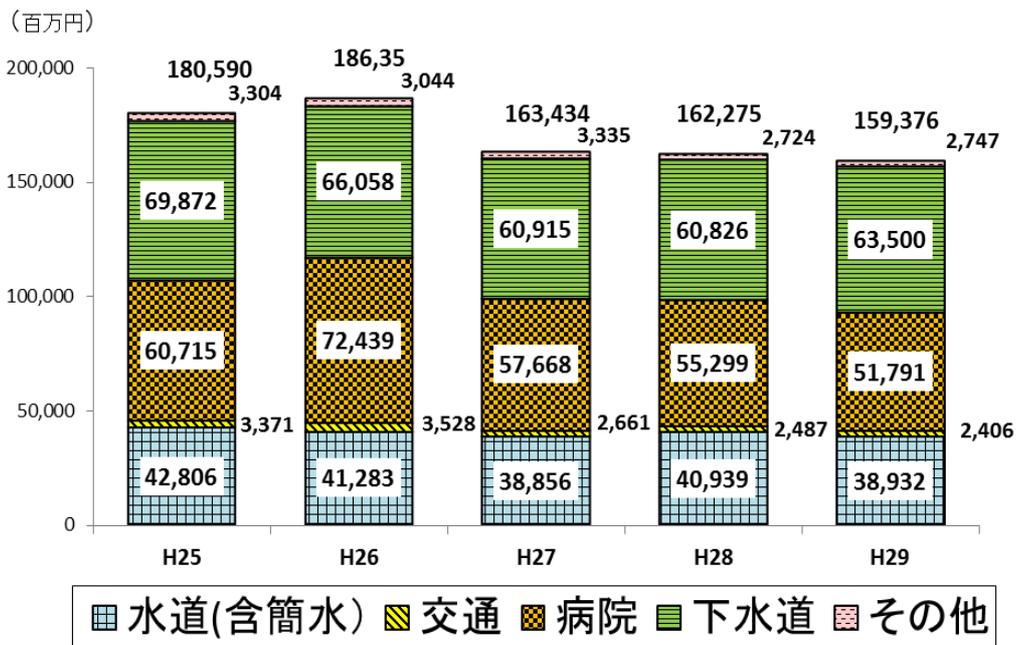


図2-2 決算規模の推移



### (3) 経営状況

公営企業全体の総収支は、前年度の32億35百万円の黒字から8億19百万円増加（対前年度比25.3%）し、40億54百万円の黒字となった。

法適用企業で累積欠損金を有する事業は、19（前年度18）となり、その額は、前年度の181億73百万円から42億71百万円増加（対前年度比23.5%）し、224億44百万円となった。

法適用企業で不良債務を有する事業は、6（前年度3）となり、その額は前年度の4億4百万円から65百万円減少（対前年度比16.0%）し、3億39百万円となった。

法適用企業で資本不足<sup>1</sup>となっている事業は、4（前年度2）となり、その額は、前年度の73億14百万円から40億14百万円増加（対前年度比54.8%）し、113億28百万円となった。

表3-1 全体の経営状況

(単位:百万円)

区分	収支額		黒字				赤字				
			H28		H29		H28		H29		
	金額	金額	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	
法適用企業	上水道	2,969	4,126	3,270	23	4,219	24	301	5	94	5
	交通	211	258	211	1	258	1	0	0	0	0
	病院	2,635	3,977	1,777	8	936	5	4,412	6	4,914	9
	下水道	1,823	2,938	2,103	16	3,166	19	280	6	228	7
	その他	35	56	35	4	56	4	0	0	0	0
小計	2,402	3,400	7,396	52	8,635	53	4,994	17	5,235	21	
法非適用企業	簡水	339	178	339	26	178	23	0	0	0	0
	下水道	264	210	264	62	210	58	0	0	0	0
	その他	230	265	239	20	265	20	9	1	0	0
小計	832	654	841	108	654	101	9	1	0	0	
合計	3,235	4,054	8,237	160	9,289	154	5,002	18	5,235	21	

表3-2 累積欠損金、不良債務及び資本不足の状況

(単位:百万円)

区分	累積欠損金				不良債務				1: 資本不足				2: 資本不足				
	H28		H29		H28		H29		H28		H29		H28		H29		
	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	
法適用企業	上水道	238	2	125	3	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	交通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院	17,522	9	21,624	9	235	1	36	1	7,314	2	11,323	3	6,548	2	10,595	2
	下水道	413	7	695	7	169	2	294	4	0	0	5	1	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	18,173	18	22,444	19	404	3	339	6	7,314	2	11,328	4	6,548	2	10,595	2	

1: 資本不足 資本不足額( ) = 資産合計 - 負債合計

2: 資本不足 資本不足額( ) = 資産合計 - {負債合計 - 繰延収益(長期前受金)}

表 3 - 3 個別事業の経営状況

区分(団体数)		H29年度該当団体	H28年度からの増減
上水道	純損失(5)	御船町、益城町、甲佐町、錦町、上天草・宇城水道企業団	増：御船町、甲佐町、 上天草・宇城水道企業団 減：宇土市、宇城市、阿蘇市、南阿蘇村
	累積欠損金(3)	益城町、錦町、あさぎり町	増：錦町、あさぎり町 減：菊池市
	不良債務(1)	錦町	増：錦町
	資本不足	無し	無し
交通	純損失	無し	無し
	累積欠損金	無し	無し
	不良債務	無し	無し
	資本不足	無し	無し
病院	純損失(9)	熊本市、八代市、上天草市、阿蘇市、天草市、和水町、くまもと県北病院機構設立組合、小国町外1ヶ町公立病院組合、球磨郡公立多良木病院企業団	増：上天草市、くまもと県北病院機構設立組合、球磨郡公立多良木病院企業団 減：無し
	累積欠損金(9)	熊本市、八代市、荒尾市、山鹿市、上天草市、宇城市、阿蘇市、和水町、小国町外1ヶ町公立病院組合	増：無し 減：無し
	不良債務(1)	阿蘇市	増：阿蘇市 減：熊本市
	資本不足(3)	熊本市、山鹿市、阿蘇市	増：阿蘇市 減：無し
下水道(法適)	純損失(7)	宇城市(公共)、合志市(公共)、合志市(特環)、合志市(農集)、菊陽町(農集)、長洲町(特地排水)、長洲町(個別排水)	増：菊陽町(農集)、長洲町(特地排水)、長洲町(個別排水) 減：宇城市(特環)、宇城市(農集)
	累積欠損金(7)	玉名市(農集)、合志市(公共)、合志市(特環)、合志市(農集)、菊陽町(農集)、長洲町(特地排水)、長洲町(個別排水)	増：長洲町(特地排水)、長洲町(個別排水) 減：山鹿市(特環)、宇城市(特環)
	不良債務(4)	山鹿市(公共)、宇城市(公共)、長洲町(特地排水)、長洲町(個別排水)	増：長洲町(特地排水)、長洲町(個別排水) 減：無し
	資本不足(1)	長洲町(特地排水)	増：長洲町(特地排水) 減：無し
簡易水道(法非適)	赤字	無し	無し
下水道(法非適)	赤字	無し	無し
その他(法非適)	赤字	無し	減：菊池市(介護)

## (4) 料金収入

料金収入は、前年度の840億22百万円から、11億85百万円減少（対前年度比 1.4%）し、828億38百万円となった。

特に、病院事業は前年度の358億53百万円から、35億17百万円減少（対前年度比 9.8%）し、323億36百万円となった。

図4-1 平成29年度 料金収入の状況

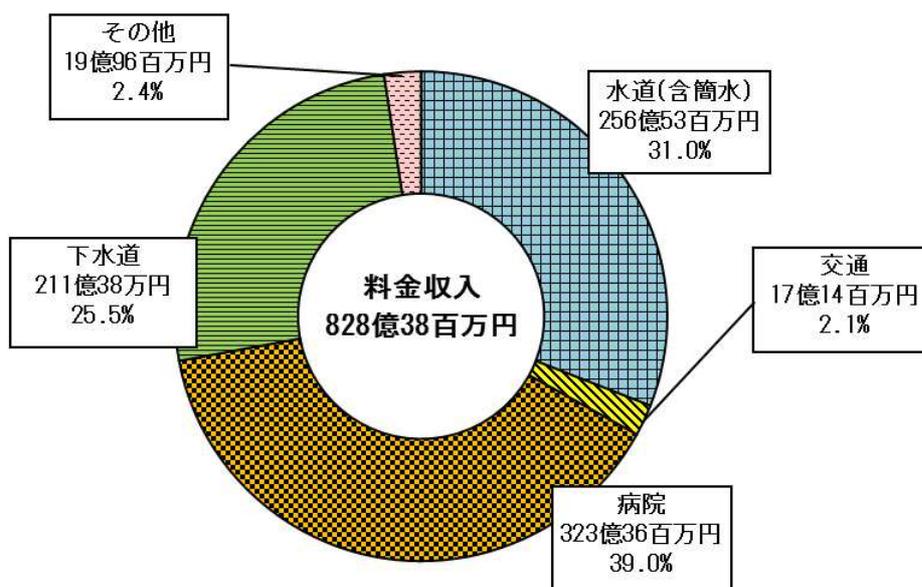
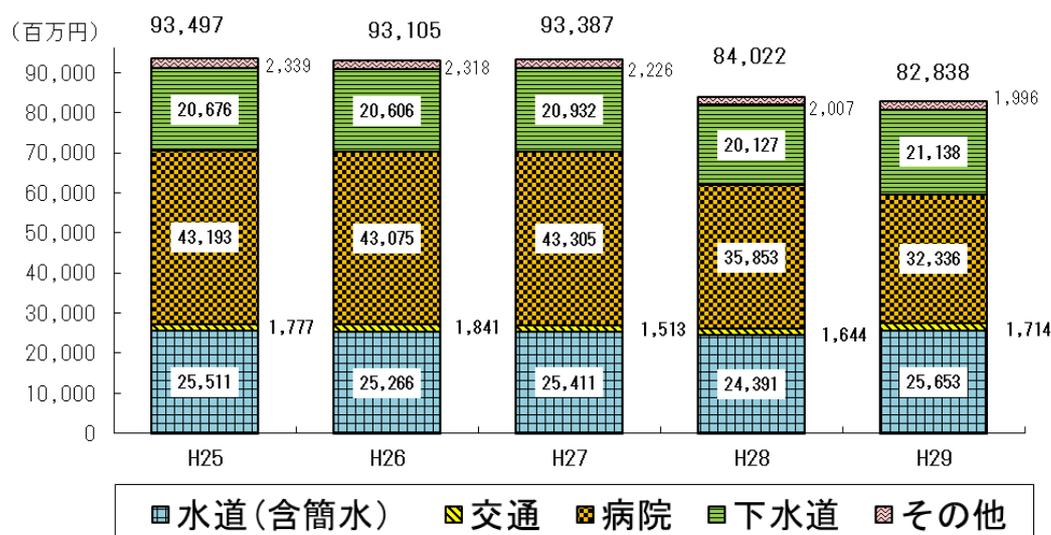


図4-2 料金収入の推移



## (5) 他会計繰入金

他会計繰入金は、前年度の310億4百万円から、16億78百万円減少（対前年度比 5.4%）し、293億26百万円となった。

図5 - 1 平成29年度 他会計繰入金の状況

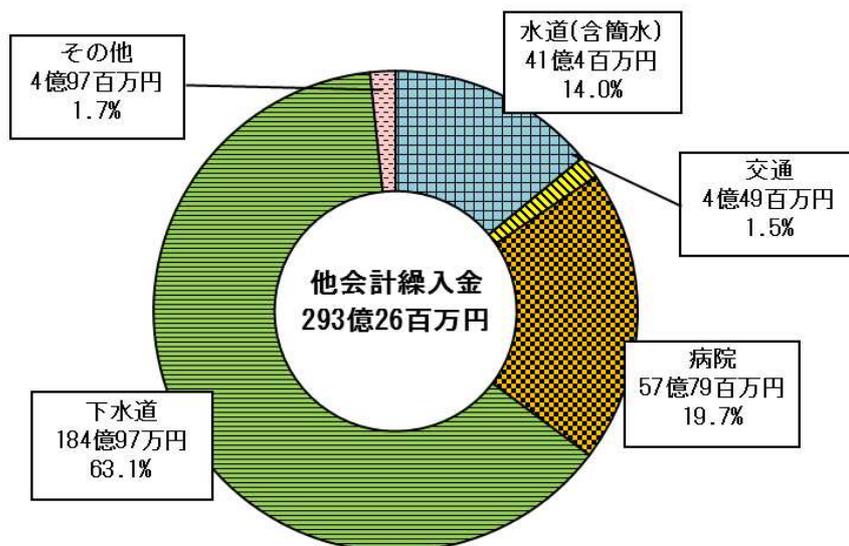
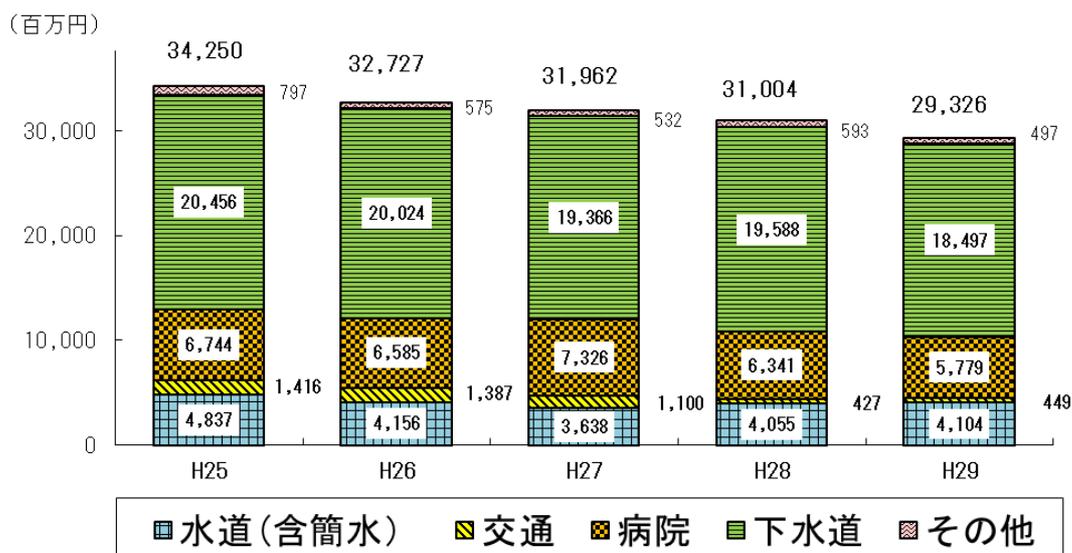


図5 - 2 他会計繰入金の推移



## (6) 建設投資

建設投資額は、前年度の327億70百万円から35億86百万円増加（対前年度比10.9%）し、363億56百万円となった。

建設投資に係る企業債発行額は、前年度の130億90百万円から16億7百万円増加（対前年度比12.3%）し、146億97百万円となった。

図6-1 平成29年度 建設投資額の状況

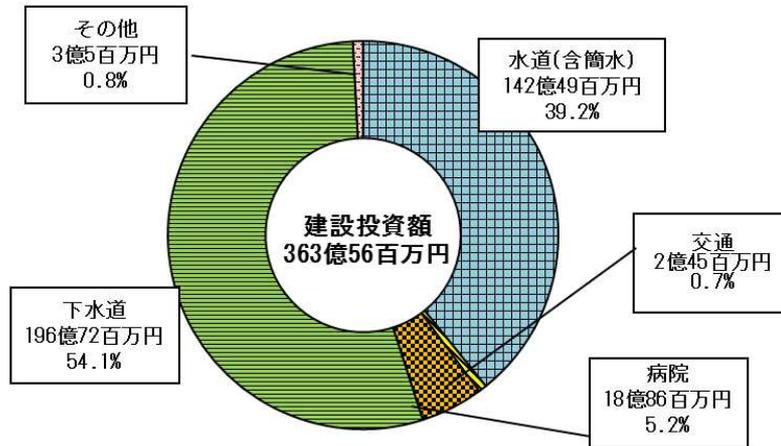


図6-2 建設投資額の推移

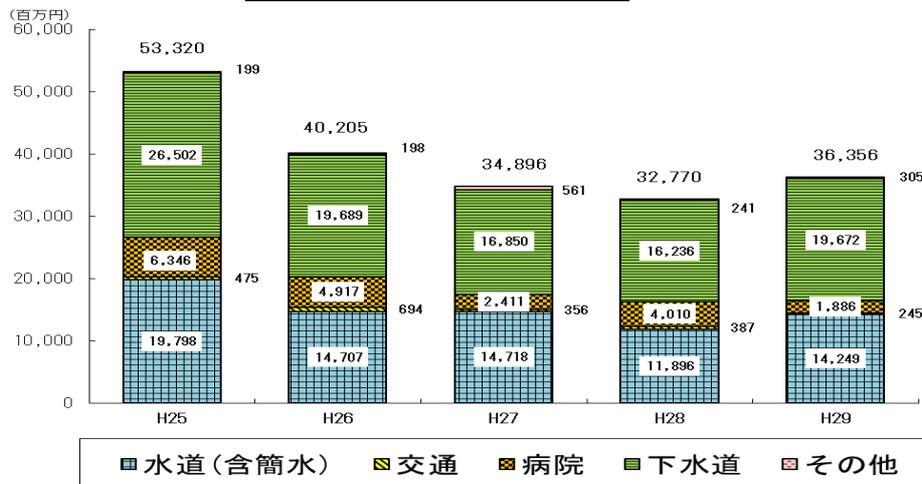
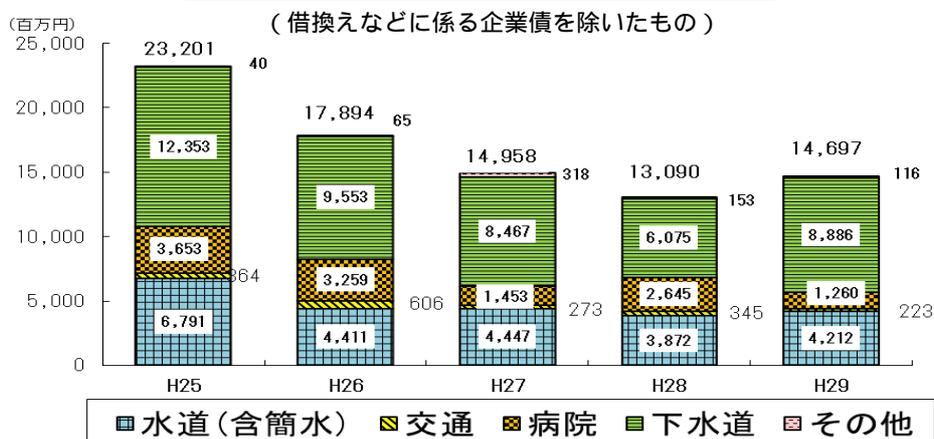


図6-3 建設投資に係る企業債発行額の推移



## (7) 企業債現在高

企業債現在高は、前年度の4,513億1百万円から108億99百万円減少(対前年度比 2.4%)し、4,404億2百万円となった。

図7-1 平成29年度 企業債現在高の状況

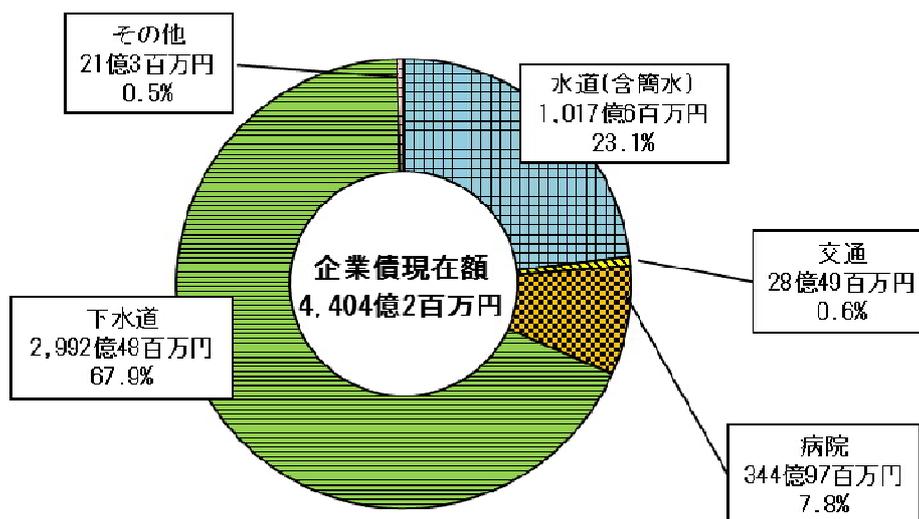
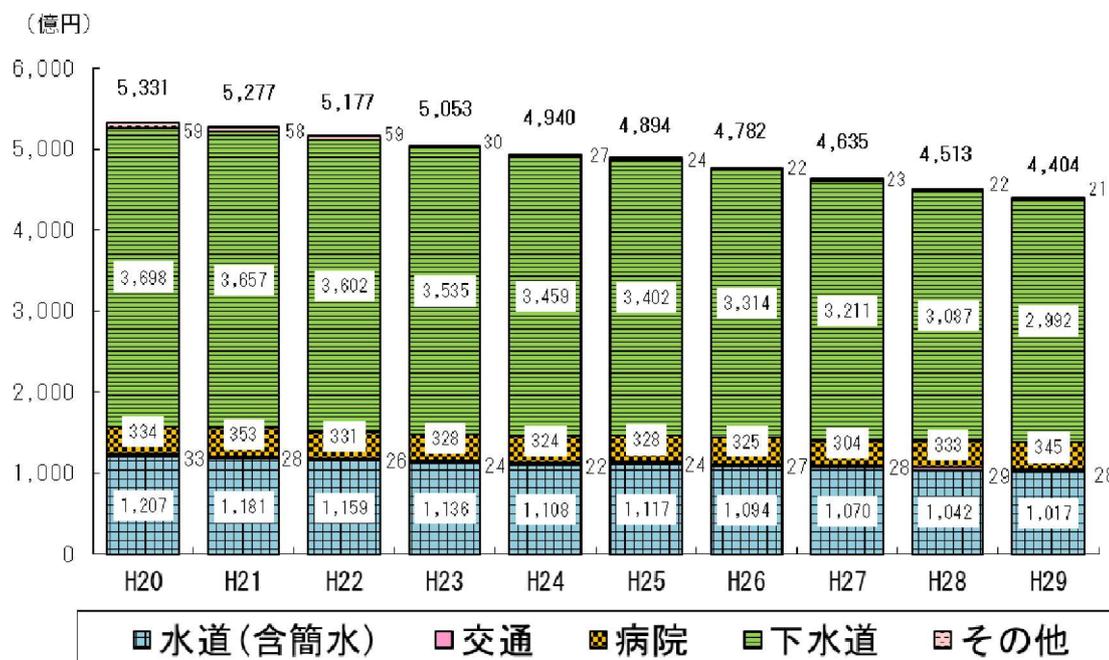


図7-2 企業債現在高の過去10年間の推移



## 平成29年度市町村等決算に係る健全化判断比率等の概要 (速報値)について

(健全化判断比率・資金不足比率について)

実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字額（資金不足額）の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率：元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担比率：将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

資金不足比率：公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率

### 1. 健全化判断比率

- ・ 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じている団体はなく、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。
- ・ 実質公債費比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。  
(県内市町村平均(単純平均)は、7.7%(前年度比 0.4ポイント))
- ・ 将来負担比率において、早期健全化基準以上の団体はなかった。  
(県内市町村平均(単純平均)は、53.8%(前年度比5.9ポイント))

(注) 県内市町村の平均値は、いずれも熊本市を含む値である。

(参考) 早期健全化基準及び財政再生基準の比較

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じて <sup>1</sup> 11.25～15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じて <sup>1</sup> 16.25～20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	-
基準以上となった場合	財政健全化計画の策定・報告	財政再生計画の策定・報告 地方債の起債の制限

1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は、当該団体の標準財政規模に応じて算定される。

## 平成29年度市町村決算に係る健全化判断比率一覧（速報値）

（単位：％）

	健全化判断比率  地方公共団体の名称	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率			将来負担比率		
		H29	（早期健全化 基準）	H29	（早期健全化 基準）	H28	H29	増減	H28	H29	増減
		1	熊本市	-	( 11.25 )	-	( 16.25 )	9.3	8.8	0.5	124.0
2	八代市	-	( 11.67 )	-	( 16.67 )	11.0	10.5	0.5	75.6	86.3	10.7
3	人吉市	-	( 13.52 )	-	( 18.52 )	6.8	6.5	0.3	37.6	39.5	1.9
4	荒尾市	-	( 13.09 )	-	( 18.09 )	10.2	9.3	0.9	4.5	-	4.5
5	水俣市	-	( 13.73 )	-	( 18.73 )	13.4	12.4	1.0	39.7	38.4	1.3
6	玉名市	-	( 12.60 )	-	( 17.60 )	8.6	8.2	0.4	15.6	8.4	7.2
7	山鹿市	-	( 12.63 )	-	( 17.63 )	8.1	9.0	0.9	-	-	-
8	菊池市	-	( 12.80 )	-	( 17.80 )	8.3	8.5	0.2	-	-	-
9	宇土市	-	( 13.64 )	-	( 18.64 )	9.8	9.4	0.4	35.6	29.5	6.1
10	上天草市	-	( 13.24 )	-	( 18.24 )	11.7	11.5	0.2	-	-	-
11	宇城市	-	( 12.62 )	-	( 17.62 )	11.7	11.1	0.6	40.7	26.1	14.6
12	阿蘇市	-	( 13.46 )	-	( 18.46 )	7.5	7.5	0.0	101.6	82.4	19.2
13	天草市	-	( 11.71 )	-	( 16.71 )	8.6	8.8	0.2	20.4	24.4	4.0
14	合志市	-	( 13.03 )	-	( 18.03 )	4.2	3.3	0.9	-	-	-
15	美里町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	6.2	5.7	0.5	13.3	0.4	12.9
16	玉東町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	5.2	5.0	0.2	-	-	-
17	南関町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	8.1	8.0	0.1	-	-	-
18	長洲町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	13.2	10.7	2.5	95.9	73.0	22.9
19	和水町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	7.1	7.9	0.8	-	-	-
20	大津町	-	( 13.90 )	-	( 18.90 )	11.0	11.3	0.3	-	-	-
21	菊陽町	-	( 13.65 )	-	( 18.65 )	9.2	8.4	0.8	10.2	-	10.2
22	南小国町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	7.6	5.8	1.8	27.6	34.3	6.7
23	小国町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	11.1	10.4	0.7	56.3	36.7	19.6
24	産山村	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	9.1	9.1	0.0	-	-	-
25	高森町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	6.8	6.2	0.6	-	-	-
26	西原村	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	3.7	3.2	0.5	-	-	-
27	南阿蘇村	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	6.5	6.6	0.1	10.6	-	10.6
28	御船町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	5.9	6.0	0.1	107.9	106.0	1.9
29	嘉島町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	5.7	6.4	0.7	50.5	60.7	10.2
30	益城町	-	( 14.01 )	-	( 19.01 )	7.7	8.0	0.3	30.2	-	30.2
31	甲佐町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	5.1	5.3	0.2	60.6	53.6	7.0
32	山都町	-	( 13.91 )	-	( 18.91 )	6.3	5.9	0.4	47.7	35.7	12.0
33	氷川町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	6.4	5.7	0.7	18.6	27.1	8.5
34	芦北町	-	( 14.34 )	-	( 19.34 )	4.3	4.4	0.1	-	-	-
35	津奈木町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	1.6	1.5	0.1	-	-	-
36	錦町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	9.6	9.1	0.5	92.9	91.4	1.5
37	多良木町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	9.9	9.3	0.6	56.7	53.5	3.2
38	湯前町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	4.2	3.7	0.5	8.7	-	8.7
39	水上村	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	7.8	6.8	1.0	-	-	-
40	相良村	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	9.6	9.0	0.6	16.6	19.2	2.6
41	五木村	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	8.6	7.6	1.0	-	-	-
42	山江村	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	9.4	9.2	0.2	-	-	-
43	球磨村	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	6.3	6.2	0.1	-	-	-
44	あさぎり町	-	( 14.26 )	-	( 19.26 )	10.0	8.8	1.2	12.6	-	12.6
45	苓北町	-	( 15.00 )	-	( 20.00 )	12.2	12.0	0.2	128.7	128.3	0.4
市町村平均（単純平均）		-		-		8.1	7.7	0.4			

実質赤字額や連結実質赤字額等がない場合は、「-」と表記している。  
 ( )内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じて設定）である。  
 前年度に引き続き、全団体会実質赤字額や連結実質赤字額はなかった。  
 実質公債費比率の早期健全化基準： 25％  
 将来負担比率の早期健全化基準： 350％

## 2. 公営企業の資金不足比率

- ・県内149の公営企業会計中、資金の不足額がある公営企業会計は2会計であった。  
(阿蘇市：病院事業会計、錦町：錦町水道事業会計)
- ・資金不足比率において、経営健全化基準(20%)以上の公営企業会計はなかった。

表1 資金不足がある公営企業会計の資金不足比率

(単位：千円、%)

市町村名	公営企業会計名	H28年度		H29年度		増減 (H29-H28)	
		資金不足額	資金不足比率	資金不足額	資金不足比率	資金不足額	資金不足比率
阿蘇市	病院事業会計	-	-	35,911	2.0	-	-
錦町	錦町水道事業会計	-	-	8,791	8.1	-	-

表2 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

公営事業名	市町村	一部事務組合等	合計
水道事業	0 / 26	0 / 3	0 / 29
簡易水道事業	0 / 24	0 / 0	0 / 24
工業用水道事業	0 / 4	0 / 0	0 / 4
交通事業	0 / 1	0 / 0	0 / 1
電気事業	0 / 2	0 / 0	0 / 2
港湾整備事業	0 / 1	0 / 0	0 / 1
病院事業	0 / 11	0 / 2	0 / 13
と畜場事業	0 / 0	0 / 0	0 / 0
宅地造成事業	0 / 8	0 / 0	0 / 8
下水道事業	0 / 63	0 / 0	0 / 63
観光施設事業	0 / 4	0 / 0	0 / 4
合計	0 / 144	0 / 5	0 / 149

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数です。

(参考) 資金不足比率の経営健全化基準、財政再生基準

(単位：%)

区分	経営健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	20以上	-

## 用語の説明

### 1. 普通会計

#### 【形式収支】

歳入から歳出を差し引いた額である。

#### 【実質収支】

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額で、形式収支に発生主義的要素を加味した実質的な収支である。

#### 【単年度収支】

当該年度の実質収支から前年度の実質収支額を差し引いた額をいう。実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、この単年度収支は当該年度のみ収支である。

#### 【実質単年度収支】

実質収支が前年度以前からの収支の累積であるのに対し、その影響を控除したものが単年度収支であり、単年度収支に、実質的な黒字要素（積立金及び繰上償還金）を加え、実質的な赤字要素（基金の取崩額）を差し引いたものが実質単年度収支である。

#### 【経常収支比率】

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源等がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源等があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。

$$\frac{\text{経常経費充当の一般財源等額}}{\text{経常一般財源等総額}} \times 100\%$$

分母の「経常一般財源等総額」には、臨時財政対策債発行額等を加算して算出する。

#### 【財政力指数】

普通交付税算定の際に用いる基準財政需要額（地方公共団体が合理的かつ妥当な水準において行政を行った場合に必要とする一般財源）に対して基準財政収入額（標準的な状態において徴収が見込まれる税収入等）がどれだけあるのかを示すもの。当該数値が大きいほど財源に余裕があるとされ、独自施策の実施が可能となる。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

## 2. 公営企業会計

### 【法適用企業】

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

### 【法非適用企業】

地方財政法施行令第46条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

### 【純損益】

法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額をいう。

なお、純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいる。

法適用企業のみ概念。法非適用企業については実質収支参照。

### 【実質収支】

法非適用企業において、歳入歳出差引額(形式収支)から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、実質収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいる。

### 【累積欠損金】

法適用企業において、営業活動によって損失(赤字)を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によってもなお補填ができなかった各事業年度の損失(赤字)額が累積したものをいう。

### 【不良債務】

実質的な資金ベースでの赤字額。企業の経営状況を資金面からみた場合に、資金不足のために一時借入金に依存しなければならない状況を表している。具体的には、流動負債が流動資産を上回る場合の当該超過額をいう。

$$\text{不良債務} = \text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})$$

流動負債 支払期限が1年以内に到来する負債。

流動資産 現金及び短期間(1年)のうちに回収・現金化される資産。

### 【資本不足】

貸借対照表において負債が資産を上回る状態のこと。

$$\text{資本不足} = \text{資産合計} - \text{負債合計}$$

### 【他会計繰入金】

一般会計等からの「繰入金」、「出資金」、「補助金」、「借入金」の合計額である。公営企業の経費の中には、水道事業における消火栓の設置費及び維持管理費等、本来一般会計が負担すべき経費や一般会計が負担することが適当な経費がある。

### 3. 健全化判断比率

【**実質赤字比率**】：財政規模に占める赤字額の割合

福祉、教育、まちづくり等の実施に伴う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[ \left( \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \right) \times 100\% \right]$$

- ・早期健全化基準 1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。 1 早期健全化基準：財政規模に応じて 11.25～15% 2 財政再生基準：20%

【**連結実質赤字比率**】：財政規模に占める公営企業を含む赤字額の割合

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。

$$\left[ \left( \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \right) \times 100\% \right]$$

- ・早期健全化基準 1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。 1 早期健全化基準：財政規模に応じて 16.25～20% 2 財政再生基準：30%

【**実質公債費比率**】：財政規模に占める地方債等の過去3年間の実質的な償還額の割合

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの。（過去3年間の平均値）

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$$

- ・平成 18 年度に地方債の発行手続きが許可制度から協議制度に移行した際、従来用いられてきた「起債制限比率」を厳格化・透明化の観点から見直し、新たに導入された。
- ・早期健全化基準 1 以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・財政再生基準 2 以上の団体：財政再生計画の策定が義務づけられ、総務大臣の同意を得ていなければ、地方債発行が制限される。

1 早期健全化基準：25% 2 財政再生基準：35%

- ・なお、この指標が18%以上の団体は、地方債の発行について許可を要する。

【将来負担比率】：財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100\%$$

- ・早期健全化基準（350%）以上の団体：財政健全化計画の策定が義務づけられる。
- ・将来負担比率には財政再生基準は設けられていない。

#### 4. 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上の団体は経営健全化計画の策定を義務づけられる。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100\%$$

##### (1) 資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝〔流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産〕－解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）＝〔繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高〕－解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額（＋）を控除する（解消可能資金不足額）。

〔解消可能資金不足額の算定方法〕

次のいずれかの方式で算定した額

- ・累積償還・償却差額算定方式
- ・減価償却前経常利益による負債解消可能額算定方式
- ・個別計画策定算定方式及び基礎控除額算定方式

資金不足額にカウントされている特定の地方債の現在高のうち退職手当債等の現在高

事業として土地の販売を行う企業について、販売を目的として所有する土地の売却による収入見込額に係る特例を設ける(売出を開始した土地の売却による収入の見込額のみを黒字要素として算入する)。

## (2) 事業の規模

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額を用いる。